

立憲民主
党栃木県
第4区総
支部長



感謝

藤岡たかお

困った時・不安な時・分からない時↓

持続化給付金を中心に相談・問合せ
対応200件突破!藤岡たかお事務所

電話 0285-37-8214
FAX 0285-37-8215
携帯 090-4674-8686
メール fujioka3838@outlook.jp

ユーチューブ
藤岡たかおチャンネルで元金融
庁の視点で給付
金制度のマルわ
かり解説など好
評配信中↓↓↓



◎100年に1度の危機に際し、政府を揺り動かす大発信中～国民の命と経済を守る!～

◎緊急事態宣言が遅れないよう、かつ、自粛の実効性が上がるよう、一貫して大胆かつ集中的な経済対策を訴えました。補償なしの休業要請は「私たち助かりたい、だから一部の業者さん犠牲になって」ということです。こういう日本で良いのか。私は財源も試算しました。休業要請などをかけた先への人件費・地代家賃・水道光熱費などの1ヶ月の補償費用は約2兆3634億円です。今の財政ならば対応可能なのに補償の決断ができず緊急事態宣言も遅れたのは政府の怠慢です。心折れる複雑な雇用調整助成金制度とあわせて2本の原稿を月間1000万ページビューに達する言論メディアのアゴラさんに掲載(全国2位)し、政府に響くよう世の中全体にも訴えています。

◎PCR検査をかかりつけ医師の判断で行える体制作りも発信中です!

プロフィール(令和2年5月10日現在) この危機に必死の声をあげる!

昭和52年3月28日生まれ 43歳 (本籍・住所)小山市城東2丁目(泉崎自治会)
【家族】妻、長女(8歳、12月1日生まれ) 1999 大阪大学基礎工学部卒、
泉崎子ども育成会会長、泉崎お囃子会会員 大阪大学大学院在学中に
小山城東小学校PTA副会長 国家一種(経済)試験に合格
大谷地区育成会連絡協議会指導部長(19年度) し、金融庁入庁10年弱勤務
小山城東小第三学童保育クラブ会長(19年度) 2008 企業開示課課長補佐
城東保育所保護者会会長(16年度) 2010 衆議院議員政策担当秘書
小山東ライオンズクラブ会長(15-16) 2018立憲民主党衆議院
小山商工会議所青年部会員 栃木県第4区総支部長

(衆議院栃木4区) 2012年衆院選49,021票➡2014年衆院選62,251票➡2017年衆院選76,294票
小山市、栃木市のうち旧大平町、岩舟町、藤岡町、都賀町、下野市のうち旧石橋町、国分寺町
下都賀郡(壬生町、野木町)、真岡市、芳賀郡(益子町、茂木町、市貝町、芳賀町)

医療従事者をはじめコロナウイルスに立ち向かっている全ての皆様に心から感謝

と共に乗り越える!困ったとき・不安なときの電話相談窓口及び支援制度をご案内します。

◎ 新型コロナ感染症に関する栃木県の電話相談窓口は？

新型コロナウィルス感染症に関する相談、感染の予防に関すること、発熱などの症状が出たときの対応、感染が心配な方などの相談窓口

◎ コールセンター(栃木県)

電話番号 0570-052-092 24時間(土日、祝日を含む)

◎ 帰国者・接触者相談センター(県南健康福祉センター)

電話0285-22-0302

平日午前8時30分～午後8時

(妊婦の方へ)

念のため、右の重症化しやすい方と同様に、早めに県南健康福祉センター等にご相談を。

(お子様をお持ちの方へ)

小児については、小児科医による診察が望ましく、県南健康福祉センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで御相談を。(参考:厚労省資料)

【御相談頂く目安(厚労省5/8発表)】

少なくとも以下のいずれかに該当する場合にはすぐ御相談を。これらに該当しない場合の相談も可能。

◎息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある。

◎重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある。

※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COP等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

◎上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

(症状が4日以上続く場合は必ずご相談を)

◎聴覚障害等のある方の相談窓口は？⇒県障害福祉課にFAXでの御相談を

FAX番号028-623-3052 平日午前8時30分～午後8時まで

FAX番号028-623-2527 平日午後8時～午前8時30分まで

←お名前、連絡先、居住市町、相談内容の記載を

◎Coronavirus Hotline for Tochigi Foreign Residents

Call us if you are worried about infection. Tel 028-678-8282 (24Hours 19Languages)

(注) 栃木県が表明して準備を進めている地域外来・検査センターについて

◎かかりつけ医師が必要と判断すれば保健センターを介さずにPCR検査(ウォークイン型想定?と説明されたがドライブスルーになるか?)が可能となり、医師会の尽力等で設置されるともう一つの検査ルートができる。(また刻々と様々な動きの可能性もあると思います。)

コロナ対策の国・県・市の主な生活者支援の案内(小山市版5/9時点)

1. 一律10万円現金給付の申請は？(申請期限は令和2年7月31日当日消印有効)

⇒郵送又はオンライン申請(マイナンバーカードお持ちの方)が基本 (特別定額給付金)

◆お問合せ・相談は⇒小山市特別定額給付金対策室 0285-22-9817 8:30～17:00

(総務省)コールセンター0120-260020 9:00～18:30

配偶者からの暴力を理由に避難している方⇒0285-22-9854(小山市子育て包括支援課)

2. 仕事がない又は仕事が減ったなどで家賃が払えない場合は？

◎離職・廃業から2年以内又は休業等により収入を得る機会が減少などの場合に、一定の収入基準かつ資産基準などの条件を満たせば「住宅確保給付金」の支給が可能。世帯人数に応じ、ひと月32,200円～41,800円の家賃支給(原則3ヶ月、最長9ヶ月)

◆詳しい相談は ⇒ 小山市福祉課 0285-22-9637又は 0285-22-9622

3. 休業や失業等で生活資金に困っている場合は？

◎無利子・保証人不要で借りられる「生活福祉資金特例貸付制度」利用の検討を。

⇒緊急小口資金(最大20万円)、総合支援資金(ひと月最大20万円で3ヶ月貸付も)の2種類があり併用できれば最大80万円の貸付利用も可能。

◆基本のお問合せ⇒ 0120-46-1999 (9時～21時) ◆申請等のお問合せ⇒小山市社会福祉協議会0285-22-9501 ◆緊急小口資金は中央労金でも申請取り次ぎ⇒0120-22-5755

4. 解雇や雇止め等を迫られた時は？

◎労働組合にまず相談し、組合なければ⇒ 連合栃木 0120-154-052

◎(国)栃木労働局 028-634-9115 (県)小山労政事務所 0285-22-4032

◆解雇や雇止めされた方の再就職に関する相談⇒(県)労働政策課 028-626-3226

5. 生活保護、失業手当を受ける相談は？

◎生活保護⇒小山市福祉課0285(22)9622 ◎失業手当⇒0285(22)1524(ハローワーク)

6. 税金や社会保険料等が払えない場合は？

◎国民年金保険料の一定の場合の免除申請・学生納付特例申請の相談は⇒国保年金課0285(22)9416、栃木年金事務所0282(22)4131、検討中(小山市HPより)の市民税、国民健康保険税等の減免の相談⇒0285(22)9422(市民税課)

◎国税猶予等の相談は⇒048(615)3007(国税局) 県税猶予等の相談は⇒0282(23)3411(県)

7. DV(配偶者に関する暴力)に関する相談は？

◎ 0120-279-889(24時間対応 内閣府) ◎028-665-8720(栃木県)

8. 新型コロナウイルス心の悩みは？

◎栃木県精神健康福祉センター⇒028-673-8341◎厚労省HPから案内⇒050-3628-5672

コロナ対策の国・県・市の主な事業者支援の案内(小山市版5/9時点)

1 持続化給付金(中小法人等最大200万円、個人事業者等最大100万円)は？

◎2020年中に前年同月比で売上が50%以上減少している「ひと月」があることが給付の主な要件。申請期限は令和3年1月15日まで。給付金の用途等に制約なし。

◎**持続化給付金ホームページ**から申請 (HPでも不明な)相談は⇒**0120-115-570**

2 コロナを乗り越えるための前向きな投資に補助金は？

◎生産性革命推進事業の次の補助事業の問合せ⇒**03-6459-0866**(中小企業基盤整備機構)

①ものづくり・商業・サービス補助⇒中小企業・小規模事業者等の設備投資等支援

②持続化補助⇒小規模事業者の販路開拓等の取組み支援(事前問合せを⇒小山商工会議所0285(22)0253 間々田商工会(0285(45)0261 美田商工会0285(37)0631 桑絹商工会0285(22)4523)

③IT導入補助⇒中小企業・小規模事業者等のITツール導入による業務効率化等支援

3 売上が30%～50%未満減だと持続化給付金を貰えないが補助はないか？

◎小山市の1事業者当たり10万円の補助金交付の問合せは⇒中小企業・個人事業主の方⇒商業観光課0285(22)9272・9275 農業者の方⇒農政課0285(22)9252・9255

4. 資金繰り支援全般に関する問合せは？

◎中小企業金融相談窓口(経産省)⇒**0570-783183**(平日土日祝日9時～17時)

5. 中小事業者等に対する固定資産税等の減免は？

◎令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年同時期と比べて30%以上50%未満減少は1/2、50%以上減少は全額減免⇒詳細は小山市資産税課0285(22)9432

6. (売上減少で)賃金の支払いが苦しい時は？

◎休業手当を払って従業員などに仕事を休んでもらう時の「**雇用調整助成金**」の活用の相談は⇒**0120-60-3999**(厚労省) 申請問合せ等は⇒**0285(22)1524**(ハローワーク) 注)小山市の同申請費用負担軽減の補助金(2万円)の相談⇒工業振興課0285(22)9399

7. 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援は？

◎子どもの世話が必要になった労働者へ労基法上の年次有給休暇とは別に有給を取得させた事業主に支給される1日上限8330円、同じ趣旨でフリーランスなどに支給される1日定額4100円の助成金の相談は⇒**0120-60-3999**

8. 農業者に対する県の支援策及び相談窓口は？

◎コロナ感染防止対策などは ⇒ 平日0282(23)3425 土日祝日028(623)2284

◎資金融資の利用など経営安定策は⇒平日0282(24)1101 土日祝日028(623)2284

県民・事業者等相談窓口028(623)2826 4/21～5/6の県協力金コールセンター028(680)7145